

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2014-226259(P2014-226259A)

【公開日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2013-107265(P2013-107265)

【国際特許分類】

A 47 F 8/00 (2006.01)

【F I】

A 47 F 8/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月14日(2014.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項1に係る発明によれば、2つの底面接合部に一对の脚部を取り付けることによって立ちポーズで可変トルソの展示ができ、2つの前面接合部に一对の脚部を取り付けることによって座りポーズで可変トルソの展示ができる。

また、一对の脚部3の一方を底面接合部の一方(右側又は左側)に取り付け、一对の脚部の他方を前面接合部の他方(左側又は右側)に取り付けることによって、片足を上げたポーズや前後に足を開いたポーズ等、立ちポーズでも座りポーズでもないその他のポーズで可変トルソの展示を行うことができる。

そして、可変トルソを立ちポーズ、座りポーズ又はその他のポーズで展示する場合だけに用いるパートがないので、立ちポーズから座りポーズやその他のポーズへと変更する際、又は座りポーズから立ちポーズやその他のポーズへと変更する際に、必要なパートを探したり、不要となったパートを片付けたりする必要がなく、展示準備作業をスムーズに行うことができる。

さらに、ポーズの変更作業においては、底面接合部又は前面接合部から一对又は一方の脚部を外し、他方の接合部に一对又は一方の脚部を取り付けることになるが、脚部の外し方及び取り付け方は、底面接合部及び前面接合部ともに同じであるため、作業手順を覚えやすく、容易にポーズの変更作業が行えるという効果も奏する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

【図1】胴部下方からの斜視図。

【図2】胴部の底面に脚部、上部側方に腕部を取り付けた状態を示す図。

【図3】胴部の下部前面に脚部、上部側方に腕部を取り付けた状態を示す図。

【図4】胴部の嵌合部の平面図と断面図。

【図5】上端係合部及び一端係合部の斜視図と側面図。